豊岡市内の農地を売買･贈与･貸借したい方へ

豊岡市内の農地を耕作目的で売買、贈与、貸借等をする場合、豊岡市農業委員会において農地法第３条に基づく許可が必要です。この許可を受けないでした行為は効力が生じません。

なお、農地の貸借等については、農業経営基盤強化促進法に基づく方法もあります。

詳しくは豊岡市農業委員会事務局にお問い合わせください。

○農地法第3条の主な許可基準

次のすべてを満たす必要があります。

① 今回の申請農地を含め、所有している農地または借りている農地のすべてを効率的に耕作すること（すべて効率利用要件）

② 申請者又は世帯員等が農作業に常時従事すること（農作業常時従事要件）

③ 今回の申請農地の周辺の農地利用に影響を与えないこと（地域との調和要件）

④ 法人の場合は、農地所有適格法人の要件を満たすこと（農地所有適格法人要件）

※農地法の一部が改正され、許可基準の一つである下限面積（豊岡市では４０アール）要件の廃止（令和５年４月１日から施行）

○農地法第3条許可事務の流れ

豊岡市農業委員会では、毎月１日から５日（休日の場合は翌日）の間に申請書類の提出を受け付けています。申請書と添付書類の確認、現地調査を経て、毎月 26 日前後に行う農業委員会の総会で審議のうえ、許可（不許可）を決定します。

☆関連情報

■農地法第４条（自己転用）、第５条（転用を伴う権利移動）
許可申請や農地改良届などの受付期間も毎月１日から５日です。

■相続で農地の権利を取得したときも「農業委員会への届け出」を忘れずに。

豊岡市農業委員会　［電話　（０７９６）２１－９０２１］